

「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」に係る事業評価について

1 概要

重層的支援体制整備事業では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。

寝屋川市では令和7年度から本格実施する重層的支援体制を確立するために、まずは試行として「属性を問わない相談支援」とする包括的相談支援事業及び多機関協働事業の取組を進め、また、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」については、現在、関係機関(他部局を含む。)が展開している既存事業を活用しながら、参加支援事業や地域づくり事業、更にはアウトリーチ等を通じた継続的支援事業とする仕組みとして取り入れることで、本事業の目的である複雑で多様なニーズを持つ個人やコミュニティに対して、適切な支援を段階的に、かつ効率的に提供することができ、併せて、多層的な支援の提供や資源の効率的な活用、予防と早期対応などと、安定した支援が提供することが可能となります。

この重層的支援体制整備事業として、地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号)の枠組のなかで「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を位置づける。

〈参考〉

重層的支援体制整備事業を構成する各事業

重層的支援体制整備事業を構成する各事業は、以下のように社会福祉法第106条の4第2項に規定されています。それぞれの事業を一体的に実施することで、取組を推進します。

包括的相談支援事業 (法第106条の4第2項第1号)	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (法第106条の4第2項第2号)	・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (法第106条の4第2項第3号)	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第106条の4第2項第4号)	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (法第106条の4第2項第5号)	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

2. 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

生活困窮者支援を地域全体で取り組むことを目的としています。個別の支援を超えて、地域住民や自治体、NPOなどの団体と連携し、困窮者が自立しやすい地域社会を作ることが目標です。地域づくりを通じて、困窮者が孤立することなく、社会参加や地域とのつながりを持ちながら支援を受けられる環境を整備します。

対象者：生活困窮者、地域住民、地域社会全体

支援内容：地域全体での支援体制構築、相談窓口の設置、地域活動やボランティアの促進など

目的：困窮者を地域社会の中で支援し、社会的孤立を防ぎ、地域全体で支える仕組みを作る

3 事業内容

(1)地域住民ニーズ・生活課題の把握※¹

住民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況などについて、実態把握を行う。

(2)地域住民の活動支援・情報発信等

(1)※¹により把握したニーズなど、地域における住民のニーズ・生活課題に柔軟に対応し、地域の住民主体の活動を活性化させるよう、地域住民の活動支援や情報発信等を行う。

(3)地域コミュニティを形成する「居場所づくり」

地域住民が、属性や世代の垣根を越えて地域の様々な人と気軽にに関わり、安心して過ごすことのできる場を設置・運営する。

(4)行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォーム展開

4 既存事業の活用〈仕組み〉※関係機関による事業展開

現在、寝屋川市社会福祉協議会では、地域の福祉活動の中核を担う校区福祉委員会が中心となり、ひとり一人の困り事や地域の状況に応じた地域の福祉活動を進めており、「地域づくりに向けた支援」を取組とする事業として、「小地域ネットワーク活動推進事業」を実施しております。つきましては、事業内容が類似していることから、本事業を重層的支援体制整備事業の枠組みの中で「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を位置付けることで、国庫補助対象事業に該当します。

○「小地域ネットワーク活動推進事業」について

実施主体：校区福祉委員会 実施補助：寝屋川市社会福祉協議会

概要

日々の暮らしの中で誰もが安心して暮らせる地域社会を築いていくため、近所の人びとのつながりを強め、助け合っている地域社会の実現を「小地域ネットワーク活動」というしくみのもと目指していく事業です。

具体的な活動

- ・ 校区福祉委員長協議会の開催
- ・ 校区福祉委員会ボランティア部会長会の開催
- ・ 校区福祉委員研修会の開催
- ・ 小地域ネットワーク推進委員会
- ・ 子育てサロン担当者交流会
- ・ ひとり暮らし高齢者調査
- ・ 事例研究会の実施
- ・ 個別ケース検討会議の開催

5 寝屋川市社会福祉審議会による事業評価〈新たな仕組み〉

本事業の実施主体は、本事業の実施にあたって、地域福祉計画を踏まえつつ、支援が必要な者の人数や支援の実施回数などに関する成果目標を立てるとともに、本事業による国庫補助を受けた年度の概ね3月に学識有識者や現場有識者等第三者が参画した検証の場を設置するなどにより、当該年度における本事業の実施状況について評価を行い、補助金の実績報告の際にその内容について厚生労働省に報告することになります。第三者機関の立場として、寝屋川市社会福祉審議会では事業評価をお願いします※2。

なお、寝屋川市社会福祉審議会では事業評価していただいた結果をもとに、福祉部及び寝屋川市社会福祉協議会と協議し、今後の福祉事業立案につなげます。

※2 評価方法等につきましては、各委員に順次、説明を行います。

6 スケジュール〈予定〉

令和7年4～5月

寝屋川市社会福祉審議会の改選の際に令和7年度目標を説明する。

令和8年1～3月

寝屋川市社会福祉審議会では事業評価を実施する。

(別添 17)

生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施要領

1 目的

本事業は、地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりに加えて、これらの取組において役割の一端を担う民生委員の活動環境整備を行うこと通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。

ア 3（1）から（4）に掲げる事業を行う場合

本事業の実施主体は、市区町村を原則とする。ただし、他の市区町村と連携して、当該市区町村における取組を総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることができるものとする。

また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、都道府県又は市区町村が適当と認める民間団体等に、事業の全部又は一部を委託することができる。

イ 3（5）に掲げる事業を行う場合

この場合の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村とする。

また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、都道府県等が適当と認める民間団体等に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業は、次の（1）から（5）に掲げる取組の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を選択して実施すること。

なお、本事業の内容は、市区町村にあつては当該市区町村が策定した市町村地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する「市町村地域福祉計画」をいう。）を、都道府県にあつては当該都道府県が策定した都道府県地域福祉支援計画（同法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」をいう。）を踏まえたものでなければならないものとする。

また、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉計画」という。）について、未策定又は改定を検討しているなどの理由により、これにより難しい場合については、地域福祉計画の策定又は改定の見通しなどについて、厚生労働大臣に協議を行い、厚生労働大臣が認めた場合に限り、本事業を実施できるものとする。

(1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握

住民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況などについて、実態把握を行う。

(事業例)

- ・地域住民に対するニーズ・課題把握のためのアンケート調査
- ・相談窓口や支援機関に対する地域の福祉ニーズなどの調査
- ・地域住民との座談会の開催 等

(2) 地域住民の活動支援・情報発信等

(1)により把握したニーズなど、地域における住民のニーズ・生活課題に柔軟に対応し、地域の住民主体の活動を活性化させるよう、地域住民の活動支援や情報発信等を行う。

(事業例)

- ・地域住民に対して地域活動への参加を促す説明会の実施
- ・課題を抱える住民と地域活動をマッチングするための情報提供
- ・地域活動の担い手やそれをコーディネートする人材に対する研修
(民生委員・児童委員に対して、その活動に必要な知識及び技能を修得するための研修を除く。)
- ・企業による社会貢献活動や、企業等の従事者に対する定年退職後の地域活動を促す説明会の実施 等

(3) 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」

地域住民が、属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽にに関わり、安心して過ごすことのできる場を設置・運営する。

(事業例)

- ・多様な住民同士が交流できる祭りやスポーツなどのイベントの開催
- ・属性や世代によらず利用できるカフェや食堂、教室などの拠点の運営
(拠点の運営に要する経費にはWi-Fi等通信環境の整備に係る費用・通信費を含む。)
- ・新たな交流拠点の開設(原状復帰のための小修繕費を含む。) 等

(4) 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合うことで、新たな気づきを得て地域に還元できるよう、地域の担い手の新たな関係性の構築に資する取組を行う。

(事業例)

- ・地域住民のニーズや生活課題に応じた地域活動の創出に向けた検討会の

開催

- ・地域の社会福祉法人やNPO法人、電気・ガス事業者など、地域のニーズに関して、多様な関係機関との情報共有を図るとともに、これらの協働体制を構築するためのネットワーク会議の開催 等

(5) 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

民生委員の活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けて、民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する創意工夫を凝らした取組を行う。

(事業例)

- ・民生委員の指示・指導のもと地域の見守り活動等の活動の補佐を行う「民生委員協力員」を設置し民生委員活動をサポートする体制づくり
- ・小学生を対象とした「こども民生委員」を委嘱し、地域の見守り活動へ体験参加を行い、その保護者にも民生委員活動の重要性の理解を促す
- ・仕事をしながら民生委員の活動がしやすい環境を整備するため、タブレット端末などICTを活用して、情報共有や定例会議のオンライン化を図る
- ・大学生や高校生が民生委員応援団を結成し、SNS（インスタグラム等）を活用した周知・広報活動を実施することにより、若い世代の理解を促進するとともに、民生委員活動への参加・協力を促す 等

4 事業評価

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、地域福祉計画を踏まえつつ、支援が必要な者の人数や支援の実施回数などに関する成果目標を立てるとともに、本事業による国庫補助を受けた年度の概ね3月に、学識有識者や現場有識者等第三者が参画した検証の場を設置するなどにより、当該年度における本事業の実施状況について評価を行い、補助金の実績報告の際にその内容について厚生労働省に報告すること。

5 留意事項

(1) 個人情報の取扱い

本事業において、地域ニーズの実態把握等を実施する場合は、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、職員等に対して周知徹底を図る等の対策を行うこと。

(2) 関係事業との連携

本事業の実施に当たっては、生活困窮者自立支援制度を始め、介護、障害、子ども等の関連施策とも連携を図りつつ、効果的・効率的な事業の実施体制の確保に努めること。特に、本事業は「重層的支援体制整備事業」の生活困窮分野における「地域づくり事業」に位置付けていることから、

分野横断的な地域づくりの推進に努め、「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた検討を行うこと。